

大分県報

令和八年
第七三〇号
八月十八日

（火曜日）

目次

告示

林業種苗法による生産事業者の登録（三件）……………一
林業種苗法による生産事業者の書替交付……………二
急傾斜地崩壊危険区域の指定（二件）……………二

○告示

大分県告示第三百三十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。
令和八年八月十八日

一 登録番号

南部第五十三号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

有限会社つかさ

佐伯市直川大字下直見三千四百五十番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

有限会社つかさ

佐伯市直川大字下直見三千四百五十番地

大分県告示第三百三十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。
令和八年八月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

南部第五十四号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

山口 洋明

佐伯市大字青山千六百六十三番地一

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の所在地

佐伯市大字青山千六百六十三番地一

大分県告示第三百三十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。
令和八年八月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

南部第五十五号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

今枝 紘樹

佐伯市宇目大字小野市二千百九十九番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所所在地

佐伯市宇目大字小野市二千百九十九番地

大分県告示第三百三十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の書替交付を行った。

令和八年八月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

南四十六

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

特定非営利活動法人清望会

佐伯市長島町一丁目八番二十号

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

ネクストライフ

佐伯市長島町一丁目四千五百八十八番地四



大分県告示第三百三十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年八月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定区域の名称	所		在 地
	市町村	大字	地番又は区域
一 円坊	国東市	赤根	屋敷
	国見町		
			次の一点から二一点までを順次結んだ線及び一点と二一点を結んだ線に囲まれた土地の区域
			一点 北緯三三度三六分二四秒七七八六
			東経一三一度三五分〇九秒六八三六
			二点 北緯三三度三六分二二秒五四九二
			東経一三一度三五分一三秒二二四三
			三点 北緯三三度三六分二二秒三六四二
			東経一三一度三五分一五秒〇三六〇

	四点 北緯三三度三六分二一秒三五二〇
	東経一三一度三五分一六秒〇九六四
	五点 北緯三三度三六分二〇秒二四三六
	東経一三一度三五分一六秒三五一六
	六点 北緯三三度三六分一九秒六一三八
	東経一三一度三五分一六秒七五三九
	七点 北緯三三度三六分一八秒七一七
	東経一三一度三五分一六秒九一六九
	八点 北緯三三度三六分一八秒四一九六
	東経一三一度三五分一二秒三七二一
	九点 北緯三三度三六分一八秒三七九七
	東経一三一度三五分一八秒二二六四
	一〇点 北緯三三度三六分一八秒〇四三七
	東経一三一度三五分一〇秒一〇二〇
	一点 北緯三三度三六分一八秒三八五一
	東経一三一度三五分〇七秒六一二八
	二点 北緯三三度三六分一九秒〇三九二
	東経一三一度三五分〇六秒八六〇一
	三点 北緯三三度三六分一九秒三三〇七
	東経一三一度三五分〇六秒八七九九
	四点 北緯三三度三六分一九秒五四一一
	東経一三一度三五分〇六秒七六九八
	五点 北緯三三度三六分二〇秒一七六五
	東経一三一度三五分〇六秒七八一四
	六点 北緯三三度三六分二〇秒四三八六
	東経一三一度三五分〇六秒七六六五
	七点 北緯三三度三六分二〇秒八七八八
	東経一三一度三五分〇六秒八〇七六
	八点 北緯三三度三六分二一秒二九八一
	東経一三一度三五分〇六秒九九四九
	九点 北緯三三度三六分二一秒二〇七一
	東経一三一度三五分〇七秒八七一二
	二〇点 北緯三三度三六分二一秒九三九〇
	東経一三一度三五分〇九秒三九五七
	二一点 北緯三三度三六分二三秒〇六九一
	東経一三一度三五分〇八秒九一一八

大分県告示第三百三十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年八月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定区域の名	所			在 地
	市町村	大字	字	
大鴨川	杵築市	鴨川	大鴨	地番又は区域
				次の一点から二〇点までを順次結んだ線及び一点と二〇点を結んだ線に囲まれた土地の区域
				一点 北緯三三度二六分四三秒三一八九
				東経一三一度三六分三〇秒七九九三
				北緯三三度二六分四三秒三七一三
				東経一三一度三六分三〇秒五〇五二
				北緯三三度二六分四四秒〇〇八四
				東経一三一度三六分二九秒三〇四五
				北緯三三度二六分四六秒〇〇一一
				東経一三一度三六分二七秒九〇二七
				北緯三三度二六分四六秒一九七七
				東経一三一度三六分三〇秒四二六五
				北緯三三度二六分四七秒五〇四二
				東経一三一度三六分三〇秒〇五二九
				北緯三三度二六分四八秒六八二四
				東経一三一度三六分三二秒二五七三
				北緯三三度二六分四八秒三八六三
				東経一三一度三六分三二秒六八三三
				北緯三三度二六分四七秒九〇二四
				東経一三一度三六分三二秒八八七五
				北緯三三度二六分四七秒四六八〇
				東経一三一度三六分三三秒一八九六
				北緯三三度二六分四七秒一九〇二
				東経一三一度三六分三三秒二五〇三
				北緯三三度二六分四六秒三七一一
				東経一三一度三六分三二秒七九四九
				北緯三三度二六分四五秒八七五一
				東経一三一度三六分三二秒五七〇八

一四点 北緯三三度二六分四五秒八八一八
 東経一三一度三六分三二秒〇三七五
 一五点 北緯三三度二六分四五秒四五二六
 東経一三一度三六分三一秒六四一四
 一六点 北緯三三度二六分四五秒〇八五五
 東経一三一度三六分三一秒八五七二
 一七点 北緯三三度二六分四四秒六七一八
 東経一三一度三六分三一秒七二四五
 一八点 北緯三三度二六分四四秒六六〇〇
 東経一三一度三六分三一秒二五八〇
 一九点 北緯三三度二六分四四秒四二三八
 東経一三一度三六分三〇秒八五四九
 二〇点 北緯三三度二六分四三秒九八五一
 東経一三一度三六分三一秒一八六七

令和八年八月十八日

大分県報（告示）